

# 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和7年3月31日

分任支出負担行為担当官中国地方整備局 山陰西部国道事務所長 大西 良平

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度大井・萩道路用地補償総合技術業務 (電子入札対象案件)  
(電子契約対象案件)

### (2) 業務目的

本業務は、山陰西部国道事務所における道路の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

### (3) 業務の内容

本業務の内容は以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は、発注者から受注者の主任担当者に対し行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 権利者の特定
- 4) 補償額算定書等の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者等に対する公共用地交渉等
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認等後の措置

#### 10) その他の業務

その他の業務とは、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者からの情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、業務発注担当部署及び権利者に情報提供することをいう。

- 11) 本業務の権利者数は30名を予定している。

### (4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- ① 一般国道191号大井・萩道路大井地区及び椿東地区（山口県萩市大井地内から同市大字椿東地内まで）

(5) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：相続が発生している事案に対して公共用地交渉を行う場合の留意事項

(6) 成果物について

本業務により提出される成果物は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 補償金明細表 1式

2) 用地補償総合技術業務協議書 1式

3) 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し 1式

4) 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し 1式

5) 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し 1式

6) 公共用地交渉等記録簿 1式

7) 移転履行状況等確認報告書 1式

8) 用地補償総合技術業務日報 1式

9) 権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書 1式

10) その他業務発注担当部署が指示したもの

(7) 履行期間 契約締結の翌日～令和8年3月31日

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(9) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(10) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代える

ものとする。

- (11) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- (12) 本業務は、賃上げの実施をする企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。

## 2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業あること。

### 2-1. 単体企業

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。  
なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

### 2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であって、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

## (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 2-3. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

### (1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

- 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。
- 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

### (2) 誓約書の提出

上記（１）における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

### （３）業務実施体制に関する要件

- １）競争参加資格確認申請書を提出する者は、中国地方整備局管内に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ２）業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

### （４）業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成２２年度以降に完了した以下に示す業務（令和６年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。

ただし、中国地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合には実績として認めない。（本業務公示時において未完了の業務成績は含まない。）なお、設計共同体にあっては、構成員のいずれかが業務実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第３条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第２条第１項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成２８年２月１日付け国土用第４９号。以下「運用通知」という。）記１の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

## ２－４．配置予定技術者に対する要件

### （１）配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記１）、２）、３）、４）及び５）のすべての条件を満たす者１名を主任担当者として置かなければならない。

#### １）次のいずれかの資格等を有する者。

- イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し７年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し５年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験７年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者
- ハ 登録規程第２条第１項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成３年３月２８日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第３条に掲げる総合補償部門において実施規程第１４条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ホ 実施規程第３条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の４部門すべてにおいて実施規程第１４条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

#### ２）配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務の実績

平成２２年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和６年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。ただし、中国地方整備局用地関係業務

成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。（本業務公示時において未完了の業務成績は含まない。）

業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、発注者として従事した同種又は類似業務の経験及び出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。

- ①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。
- ②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

### 3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

### 4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、令和7年4月1日現在での手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和7年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

（複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、履行期間の総月数は、履行開始日の属する月から履行期限末日の属する月までの月数を数えるものとする。）

令和7年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者的手持ち業務量が契約金額で5億円又は、件数で10件（令和7年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には、契約金額で2.5億円又は、件数で5件）以上とならないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者的を、以

下の①から③までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - ② 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者
  - ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

## 2-5. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

## 3. 業務の履行に関する要件

### (1) 配置予定担当技術者の資格等

担当技術者を設置する場合は、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

#### 1) 次のいずれかの資格等を有する者

- イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者
- ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

### (2) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)を満たす必要はない。

- 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。
- 2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

## 4. 総合評価落札方式に関する事項

## (1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負(委託)契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合は、指名停止措置を講ずる場合がある。

3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

## (2) 総合評価の評価方法

### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

### 3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性(予定価格が1,000万円を越える業務の場合)
- ⑤ 賃上げの実施に関する評価、賃上げ未達成による減点

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度}) + (\text{⑤に係る評価点})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

## 5. 入札手続等

### (1) 担当部局

〒758-0041 山口県萩市大字江向318番地2

中国地方整備局 山陰西部国道事務所 総務課 経理係

電話 0838-21-3925 メール: sanin-soumu01@cgr.mlit.go.jp

### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。

ただし、入札説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。

交付期間：令和7年3月31日（月）から令和7年6月4日（水）までのうち、休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

入手方法：電子入札システムで入手可能（国土交通省電子入札システムアドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/help.html>）

交付場所：山口県萩市大字江向318番地2

中国地方整備局 山陰西部国道事務所 総務課 経理係

電話 0838-21-3925

### (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年4月21日（月）17時00分まで

提出場所：発注者の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項〔コンサルタント業務等〕（一般競争入札方式）のとおり。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

### (4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

① 実施方針：Web会議システム（Microsoft Teams）を使用することとし、接続等の詳細は別途通知する。

② 実施期間：令和7年4月23日（水）～令和7年4月25日（金）

③ ヒアリング時間：別途通知

④ 出席者：配置予定主任担当者

⑤ ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定主任担当者の経歴について
- ・配置予定主任担当者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

### (5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和7年5月23日（金）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切：令和7年6月4日（水）10時00分

提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、入札書を持参又は郵送（書留必着）すること。

開札日時：令和7年6月5日（木）10時00分

開札場所：中国地方整備局 山陰西部河川国道事務所 総務課

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された実施方針及び技術提案について、提案内容として採用したのものについては契約書特約事項とする。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）に同じ。

(6) 当該業務を受注した者（設計共同体の各構成員を含む）は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者（設計共同体の各構成員を含む）は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。

・本業務を受注した者（設計共同体の各構成員を含む）及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者（設計共同体の各構成員を含む）は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。又、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含むが、施工者と契約した第三者による品質証明業務は除く）としての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1）又は2）に該当するものをいう。

1）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(7) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

(8) 予定価格が1,000万円を越える業務の場合、履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 上記2.2-1(2)に掲げる中国地方整備局における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も、参加表明書を提出することができるが、その単体企業が競争参加資格のある者として通知された場合であっても、開札時点において、令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を認定されていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札時点までに認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者の行った入札に該当し、入札は無効とする。

(10) 詳細は入札説明書による。